

石田和子県議の一般質問 (要旨) =一括質問=

2021年9月14日 (火) 15:10~16:05

<質問項目>

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 感染伝播を断つための大規模検査について
- (2) 発熱外来の補助金の復活について
- (3) 保健所の体制の強化について



2. ケアに手厚い社会を目指して

- (1) 介護現場の人材確保について
- (2) 行き届いた保育実現のため、保育士の配置基準の改善について
- (3) 特別支援学校における医療的ケア児の対応について
- (4) 医療的ケアを担う看護師の配置について

3. 羽田空港新飛行ルートについて

- (1) 「石油コンビナート等防災アセスメント調査」の実施について
- (2) 航空機騒音に対する取組について
- (3) 新飛行ルートの中止及び「石油コンビナート等防災計画」の修正について

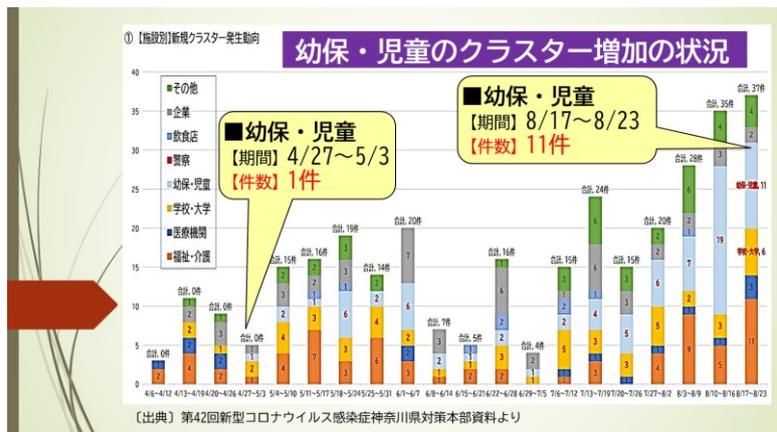
1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染伝播を断つための大規模検査について

現在、感染者は減少傾向ではありますが、いまだに高い水準で推移しており、予断を許さない状況にあります。感染力が従来株より2倍強いデルタ株の感染を防ぐには、PCR検査を拡大して無症状感染者を発見、保護することなしに防げないと考えます。また、保健所設置市の住民から、保健所から濃厚接触者と言われたのに検査をしてもらえないとの訴えがあります。最も感染リスクが高い濃厚接触者の検査は、感染症対策の基本です。

最近の特徴は50代以下の感染者が約9割を占め、家庭内感染が増大し、感染しにくいとされてきた子どもの感染が急拡大していることです。

県が今年の1月から7月まで行なった県所管域における集中検査は、194施設13,504件実施し、310人の陽性者を発見したことは、感染拡大を防止したことになります。



さらに私は、厚労省が昨年11月に「高齢者施設などで発熱者が一人の段階で必ず検査を実施し、陽性なら入所者及び従事者の全員に対し原則として検査を実施すること」の通知を发出したことについて、厚生常任委員会で取り上げ、検査の拡充を求めてきました。また本年8月26日の医療機器対策本部室が「教育現場における検査対象の拡大」を、さらに翌27日、文科省も厚労省と同趣旨の通知を出しました。

先の8月補正で国の範囲を超えて園児や児童等に抗原検査キットを配布することになったことは重要と考えますが、症状が出た時の検査では無症状者を発見することはできず、本来は定期的な検査を行うことが望ましいと考えます。

そこで知事に伺います。

保健所設置市にさらなる検査の促進に向けて強く働きかけることが必要と思いますが伺います。

また、国の抗原検査キットの配布対象になっていない放課後児童クラブの職員や、ワクチン接種が進んでいない中高生に対し、抗原検査キットを配布すべきと考えますが伺います。

さらに、高齢・障害施設の職員に行われた定期的なPCR検査を、保育所、幼稚園、学校などの職員にも行うとともに、施設内で発熱者や感染者が一人でも出たら、厚生省や文科省の通知のように、速やかに利用者や職員に集中検査を行うべきと考えますが伺います。

【黒岩知事】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡 「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」

1. 高齢者施設等での検査の徹底

(1) 高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。

② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

【出典】厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡 令和2年11月19日
「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」より

令和3年 民間検査機関に依頼した集中検査の実施状況

○実施状況	件数	総数		
		陽性	陰性	
1月	45	3,857	146	3,711
2月	21	1,210	22	1,188
3月	15	820	5	815
4月	23	2,826	53	2,773
5月	28	1,358	21	1,337
6月	38	2,409	29	2,380
7月	24	1,024	34	990
合計	194	13,504	310	13,194

○施設別件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
医療機関	4	2	0	0	1	0	0	7
高齢者施設	31	7	8	11	9	6	0	72
障害者施設	1	1	0	0	3	0	2	7
学校	2	1	1	4	5	14	8	35
保育園/幼稚園	7	8	3	5	7	13	8	51
その他	0	2	3	3	3	5	6	22
計	45	21	15	23	28	38	24	194

【出典】神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 提供資料より

民間検査機関に依頼した
集中検査の実施状況
(2021年)

(2) 発熱外来の補助金の復活について

8月、感染爆発が起こる中、ある発熱外来の病院では電話がひっきりなしにかかり、診察、検査に追われており、ワクチン接種は土日も事務職員なども総出で行なっているとのこと。協力病院としてコロナ患者も受け入れており、通常医療、熱中症の対応なども行いながら、急変が心配な自宅療養者に往診も行なっています。

県内の発熱外来の対象医療機関は1,778箇所ですが、対応に忙殺されているのに補助金が今年度打ち切れ、補助金復活を求める強い要望があります。

そこで知事に伺います。

知事会として国に発熱外来の補助金の復活を要望しているのは承知していますが、再度国に要望するとともに、県としても国の地方創生臨時交付金の活用や県独自の財源を投入すべきと考えますが伺います。

【黒岩知事】

(3) 保健所の体制の強化について

自宅療養者への聞き取りの応援を行っている東京都内の保健所に勤める事務職の方の取材記事に触れました。「持病のある人に服用している薬を聞く項目があるが、現状が深刻な状況かどうか専門職ではないので判断ができない。素人による聞き取りで容態が急変した時の責任はどうなるのか危惧する」と述べており、この記事は、専門職である保健師の体制強化の必要性を如実に示しています。

2021年度の地域の保健師は、2020年度より常勤が1人減って82人。非常勤は10人増えて25人に。この間、私たちは保健師の人員増を求めてきました。厚生常任委員会では「増員配置に努め、増員する分は定数増にする」と答弁がありましたが、2021年度、増員が実現していません。

本年9月14日のわが党の代表質問で述べた、墨田区の重症化させない体制づくりに、大きな役割を担っているのが保健所です。コロナ前の保健所の感染症担当職員は10人でしたが、2020年4月からは派遣保健師や応援職員含めて100人体制とし、自宅療養者に頻りに連絡を取って不安を減らすことで医療現場への負担も減らすことができると報じられました。

各保健福祉事務所の保健師の職員数

	2020年4月1日		2021年4月1日	
	正規	非正規	正規	非正規
平塚保健福祉事務所	12	1	14	2
平塚保健福祉事務所秦野センター	10	2	10	5
鎌倉保健福祉事務所	12	1	11	3
鎌倉保健福祉事務所三崎センター	6	3	5	3
小田原保健福祉事務所	12	1	11	2
小田原保健福祉事務所足柄上センター	7	2	7	2
厚木保健福祉事務所	14	3	13	5
厚木保健福祉事務所大和センター	10	2	11	3
	83	15	82	25

〔出典〕神奈川県健康医療局提供資料より

保健師数の推移

そこで知事に伺います。

今年度、年度途中でも保健師を増やすべきですが伺います。また、来年度以降の正規保健師を増やす取組について見解を伺います。

【黒岩知事】

2. ケアに手厚い社会を目指して

(1) 介護現場の人材確保について

本年7月に、第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数が、厚生労働省から発表されました。神奈川県は、介護職員の必要数に対して2023年度は10,163人が不足すると推計されています。しかし、どのように確保するのか具体的な打開策が示されていません。

超高齢社会を迎え、必要な人材を確保するには、待遇の抜本的改善が必要です。処遇改善のためには、介護報酬の引き上げが必要になります。

しかし、介護報酬を引き上げれば介護保険料や利用料の自己負担が増えます。自己負担増に

介護職員の必要数

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数

年度	必要数 (人)	介護職員 推計人数 (人)	不足数 (人)
2023年度	160,655	150,492	10,163
2025年度	170,757	154,301	16,456
2040年度	203,805	157,374	46,431

〔出典〕厚生労働省社会・援護局福祉基盤課人材確保対策室の報道発表資料 令和3年7月9日
別紙4「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数（都道府県別）」より共産党県議団作成

よる処遇改善ではなく、介護報酬とは別に公費投入の仕組みがどうしても必要と考えます。
そこで知事に伺います。

県における介護職員の不足の要因についてどのように考えているか、また、2023年度の不足の推計数 10,163 人をどのように確保するのか、今後の打開策を伺います。

介護報酬の引き上げによる負担増を介護保険料と利用者にしわ寄せさせる手法をやめ、利用料の増加分は公費で補填することが必要と考えますが伺います。

【黒岩知事】

(2) 行き届いた保育実現のため、保育士の配置基準の改善について

新型コロナウイルス感染急拡大で、マスクなしの子どもと長時間接する保育士に、感染しない、感染させない不安や業務負担が重くのしかかっています。

児童福祉法の規定に基づき定められた最低基準では、保育士の配置基準について 0 歳児は 3 人に一人、1～2 歳児 6 人に一人、3 歳児 20 人に一人、4～5 歳児 30 人に一人です。

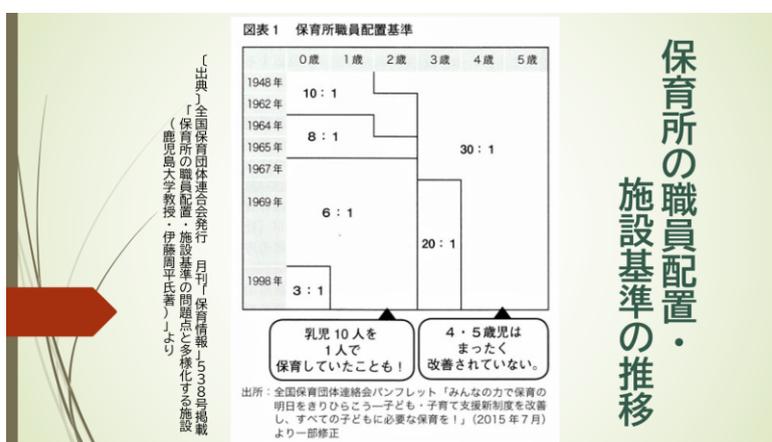
厚生労働省令で、この基準はまさに最低の基準であり、最低基準を常に向上させるように努めなければならないと規定されているにもかかわらず、4 歳児以上の配置基準は児童福祉法制定以来 73 年も改定されず、OECD 諸国の中でも最下位のレベルです。

私は 29 年間保育士をしてきましたが、最低基準の改善は保育士の長年の強い願いです。

そこで知事に伺います。

保育士の最低基準の改善と
そのための財政措置を国に求めるとともに、それが実現するまでの間、県としても、保育士の加配措置が必要と思いますが伺います。

【黒岩知事】



児童福祉施設の最低基準

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

〔出典〕児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）より

(3) 特別支援学校における医療的ケア児の対応について

2021年6月に、いわゆる医療的ケア児支援法が可決されました。医療的ケア児が学校などで教育を受けられるよう最大限配慮し、適切に支援することとし、国、地方公共団体の責務を明示。そのために、必要な財政上の措置を講じなければならないとしています。

本県の県立特別支援学校における2021年度の医療的ケアの実施校は17校で、230人の医療的ケア児がいます。医療的ケアの内容は高度化・複雑化しており、酸素療法や人工呼吸器療法といった高度な医療的ケアが2021年度は39件と、10年前の2.6倍に増えています。診療情報提供書により主治医は医療的ケアについて情報を示し、学校の担当医が指示書を出すとのことです。

そこで教育長に伺います。

担当医の巡回回数を増やすべきと考えますが伺います。また、教室において人工呼吸器療法や酸素療法など医療的ケアを行う上で、現場の教員、看護師、担当医の意見を尊重して、万全の安全体制を確保すべきと考えますが見解を伺います。

【桐谷教育長】

(4) 医療的ケアを担う看護師の配置について

これまで、担当の教員が行うことができるたんの吸引などを、看護師と共同・連携して実施してきましたが、医療的ケアの高度化・複雑化に伴い、看護師が直接関わる行為が増加しています。現在、看護師の配置数は57人で、そのうち自立活動教諭（看護師）として正規採用されているのは17人ですが、自立活動教諭として定数内で配置されています。そのため、看護師が増えるとその分、教員が減るといった制度的な矛盾があります。

そこで教育長に伺います。

看護師を教員の定数とは別に配置すべきと考えますが見解を伺います。また、一人一人の重症度に合わせて看護師の適切な配置を決めるなど、改めて看護師の配置の考え方について検討が必要と考えますが見解を伺います。

【桐谷教育長】

3. 羽田空港新飛行ルートについて

(1) 「石油コンビナート等防災アセスメント調査」の実施について

2020年3月より、南風時に羽田空港B滑走路から飛び立った航空機が、すぐに臨海部の石油コンビナート上空を低空で通過する新飛行ルートを開始してか



ら、1年半経過しました。世界の中で離陸直後に石油コンビナート上空を通るような危険な飛行ルートの空港は他にありません。

昭和41年に東京湾などで相次いで航空機墜落事故が発生したことを踏まえた川崎市長、川崎市議会への要請に対し、国は、「羽田空港に離着陸する航空機は『コンビナート上空の原則飛行禁止』、やむを得ない場合は3千フィート＝約900m以下の飛行は行わせないこと」と回答したように、これまでコンビナート上空の飛行は危険であり原則禁止でした。

消防庁の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」には、「本指針で取り上げていない災害が重要と考えられる場合には、立地環境も考慮して独自に評価を行うことを推奨」しています。

川崎市は2004年に「航空機災害警防活動指針」を策定し、「もし、航空機がコンビナートに墜落したら」「機体が原形をとどめることなく飛散、飛行機の燃料が広範囲に飛散し同時に数カ所での火災発生が予想され、場合によっては放射熱により消防隊の接近は困難になり・・・さらにタンク内に誘爆、ファイヤーボールの発生危険を生じる」と想定しました。コンビナートの従業員は約5万9千人で、万が一墜落したら想像を超える大火災、大惨事となります。

そこで知事に伺います。

羽田空港新飛行ルートによる墜落、落下物などによる災害は、消防庁の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」で言っている「重要な災害と考えられる場合」に合致すると考えますが見解を伺います。

また、県は航空機の墜落、落下物などによる災害リスクを考え「石油コンビナート等防災アセスメント調査」を実施すべきと考えますが伺います。

【黒岩知事】

(2) 航空機騒音に対する取組について

騒音も深刻な問題です。離陸した飛行機が川崎区殿町3丁目付近に到達した時の高度約300m直下では、最大91db、直下の住民は3分おきにパチンコ店内にいるような騒音のもとでの生活を余儀なくされます。

国土交通省は、羽田空港機能強化にかかる環境影響などに配慮した方策として、「新たに騒音測定局を設置することなどにより、

新飛行経路の騒音影響に関する監視及び情報提供を行う」ことを示しています。

そこで環境農政局長に伺います。

県として、航空機騒音の環境影響について、どのような取り組みを行なっていくのか伺います。

【環境農政局長】



(3) 新飛行ルートの中止及び「石油コンビナート等防災計画」の修正について

昨年の2月、国会において、わが党の畑野君枝衆議院議員の質問に対し、内閣府の大臣官房審議官は、災害対策基本法に基づく国の防災基本計画にある「石油コンビナート対策等」に、「航空機の墜落などの事故を原因とするものも含みうる」と答弁しています。

さらに、「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナートを有する都道府県は「石油コンビナート防災計画」を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正しなければならない」と定めています。

そこで知事に伺います。

住民が大きな不安を持っている危険な新飛行ルートを中止し、従来の飛行ルートに戻すよう国に求めるべきと考えますが見解を伺います。

また、現にコンビナート上空を飛行しているからには、国会答弁を踏まえ航空機事故を想定した「石油コンビナート等防災計画」を修正すべきと考えますが伺います。

以上で、初回の質問を終わります。

【黒岩知事】



川崎市川崎区殿町の
航空機騒音